©石田眞得＆大阪企業法務研究会 2018

第 359 回月例会・報告概要
開催日：2018 年 3 月 17 日（土曜日）　10：00～
報告者：石田　眞得（関西学院大学）
テーマ：有価証券報告書等の虚偽記載と監査役の相当な注意
報告者コメント：最近では、有価証券報告書等の虚偽記載につき、発行者に対する課徴金事例が重ねられるとともに、発行者および役員に対する損害賠償責任事例もわずかずつではあるが蓄積しつつある。役員の民事責任は、金商法の規定のもと、「相当な注意」を尽くしたにもかかわらず虚偽記載等を見抜けなかったことを役員みずから立証すれば免責される。本報告では、役員のうち、とくに監査役の「相当な注意」の抗弁に関して、裁判事例を中心に検討することを目的とする。

報告概要：

１．はじめに
・平成 16 年の証券取引法改正（発行者の民事責任規定、損害額の推定規定）
・現株主等から退出株主（被害者）への富の移転
・ゲートキーパーの民事責任のあり方が問題
・本研究会での関連報告
2013 年 1 月　「有価証券報告者等の虚偽記載と発行者の関係者の責任」
2016 年 1 月　「金融商品取引法の民事責任規定」

２．関連条文の確認
・金融商品取引法 21 条、22 条、24 条の 4（以上、有価証券届出書。被準用規定）、24 条の 4 の 7（四半期報告書）、25 条の 5（半期報告書、臨時報告書）
（１）重要な事項・重要な事実　　客観的に投資判断に重大な影響を与える事項かどうか
（２）損害額　　21 条の 2 第 3 項の類推適用
（３）相当な注意の抗弁　　実際に注意を尽したこと。

３．監査役が被告となった事例
（１）東京地判平成 21 年 5 月 21 日判時 2047・36（LD 一般投資家訴訟）
・兆候の認識あり、調査なし、監査法人の疑念について知っていた。
・調査をすべき理由を、業務一般の監査権、善管注意義務および忠実義務とする。
・相当な注意を尽くしていない
（２）東京地判平成 24 年 6 月 22 日金法 1968・87（アーバンコーポレイション）
・インサイダーのおそれから、役員の一部のみしか知らなかった事案であり兆候の認識なし、そのため調査もなし。
・取締役会の欠席をどう評価するのか。
・相当な注意を用いても知ることができなかった。
（３）東京地判平成 25 年 10 月 15 日平成 21（ワ）24606（ニイウスコー）
・兆候の認識なし、調査なし。
・監査役の平時の任務遂行を相当な注意として認定する
→善管注意義務との一部重複

©石田眞得＆大阪企業法務研究会 2018

・日本監査役協会「監査役監査基準」を考慮する。
→セイクレスト大阪高裁判決（大阪高判平成 27 年 5 月 21 日判時 2279・96）は内部基準化されたものを義務違反の判断基準とする。学説は賛否両論。

（4）東京地判平成 28 年 12 月 20 日判タ 1442・136（エフオーアイ）　　控訴審係属
・常勤監査役は兆候の認識あり、調査なし。非常勤監査役は兆候の認識ありとできるか（調査はなし）。
・虚偽記載自体よりも、取締役会への出席偽装、告発書の存在のような間接的な事実が問題となった。

４．小括
・開示書類に「注意」深く目を通すこと　→要件とどのように関係するか
・具体的措置としての監査法人へのヒアリング、取締役や従業員からの意見徴求
・日常の職務遂行の状況も影響か

以　　上